（普通地区内における届出等を要しない行為）

第二十九条　法第二十八条第六項第五号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ　第十九条第一号に掲げるもの（同号ネ、ム及びウに掲げるものを除く。）

ロ～ホ　（略）

二～七　（略）

（証明書の様式）

第三十条　法第二十九条第二項（法第三十五条の六第二項において準用する場合を含む。）又は法第三十一条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第二又は様式第三による。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第三十条の四　（略）

2　（略）

3　法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

4　（略）

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第三十条の六　法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一～三　（略）

（補償請求書）

第三十一条　法第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

第二章の二　沖合海底自然環境保全地域

（沖合海底自然環境保全地域の指定等の案の公告）

第三十一条の二　第七条第一項の規定は、法第三十五条の二第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公告について、第七条第二項の規定は、法第三十五条の三第三項において準用する法第三十五条の二第四項の規定による公告について、それぞれ準用する。

（公聴会）

第三十一条の三　第八条から第十四条までの規定は、法第三十五条の二第六項の規定による公聴会について準用する。

（沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書）

第三十一条の四　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　特定行為の種類

三　特定行為の目的

四　特定行為の実施場所

五　特定行為の実施場所及びその付近の状況

六　特定行為の施行方法

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第二十九条　法第二十八条第六項第五号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ　第十九条第一号に掲げるもの（同号ツ、ラ及びムに掲げるものを除く。）

ロ～ホ　（略）

二～七　（略）

（証明書の様式）

第三十条　法第二十九条第二項又は第三十一条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第二又は様式第三による。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第三十条の四　（略）

2　（略）

3　法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

4　（略）

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第三十条の六　法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

一～三　（略）

（補償請求書）

第三十一条　法第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）

（新規）